諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和3年3月3日(令和3年(行情)諮問第63号)

答申日:令和4年2月3日(令和3年度(行情)答申第513号)

事件名:「海賊対処行動任務終了報告(15次要員)について(報告)」等の

一部開示決定に関する件

# 答 申 書

# 第1 審査会の結論

別紙に掲げる4文書(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき, その一部を不開示とした決定については,別表2に掲げる部分を開示すべ きである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月3日付け防官文第10 810号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

諮問庁である防衛省は、当該行政文書のうち自衛隊の情報業務、派遣部隊の編制、運用、指揮系統等に関する情報について一部不開示としているが、過去に同種の行政文書を全面開示決定した前例もあり、開示するか否かの判断がダブルスタンダードになっている。

防衛省は平成27年7月15日、参議院の「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」の理事に対し、陸上幕僚監部が平成20年5月に作成した「イラク復興支援活動行動史」を全面開示して提出した。これは、同年7月10日の同委員会において委員から文書の提出を求められたのに対し、中谷元防衛大臣が「今後の参考にとしてまとめられた文書でございますが、この公表等につきましては、適切に情報を公開して、しっかりとした議論を行うことが重要だと考えておりまして、これまで不開示としていた部分の公表につきましても検討を始めておりまして、速やかに結論を得ておきたいと思っております」と答弁したことを受けての全面開示であった。

同委員会で委員が発言しているように、安全保障政策、とりわけ自衛隊 の国際活動について検討・議論する上で過去に実際に行った活動の検証は 不可欠である。中谷大臣の答弁に示されているように、防衛省がそれまで 一部不開示としていた「イラク復興支援活動行動史」を全面開示したのも, こうした理由からである。

ところが、防衛省は、その後に異議申立人が開示請求したソマリア沖で の海賊対処活動に関する同種の文書の少なくない箇所を不開示とする決定 を行った。これは、自衛隊の情報業務、部隊の編制、運用、指揮系統等に 関する情報も含めて全面開示した「イラク復興支援活動史」のケースと明 らかなダブルスタンダードとなっている。

よって、一部不開示とした原処分は不当であり、原処分の取消しを求めるため本件異議申立てを行った。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 理由説明書

## (1) 経緯

本件開示請求は、「平成26年度のジブチの活動拠点の運用について記録した文書すべて※飛行場にてどのような航空機が利用したのかがわかる文書(例えば、主にP3Cだとは思うが何月に何回利用した離発着の回数がわかるもの、P3C以外の航空機が利用した内容がわかるもの(国会にて他の航空機も利用している情報があった)、利用実態、どのような物資を運んだか等)現地の部隊が作成している活動報告や統幕で保有または作成している現地の活動報告等の文書」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成27年12月22日付け防官文第20347号により、別紙の文書1ないし文書4のそれぞれ別冊を除く部分について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、平成28年6月3日付け防官文第10810号により、本件対象文書について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

# (2)法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1の とおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部 分を不開示とした。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「原処分において自衛隊の情報業務、派遣部隊の編制、 運用、指揮系統等に関する情報について一部不開示としているが、防衛 省は過去の開示決定において同様の行政文書を全面開示した前例もあり、 開示するか否かの判断がダブルスタンダードになっており、一部不開示 とした原処分は不当である。」として、原処分を取り消し、当該行政文 書の全面開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の一部につい ては、法5条1号及び3号に該当するため不開示としたものである。

また、審査請求人が例示した「イラク復興支援活動行動史」は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく自衛隊のイラク復興支援群の活動であり、陸上幕僚監部が実施した施策を各種研究、教育訓練の資とするため各種機能別に部隊の活動状況及び教訓・提言等に関して記述したものであり、これを公にしても今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれはないことから開示したものである。

他方、本件対象文書は、現在もジブチ共和国において活動している海 賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく自衛隊の派遣 海賊対処行動航空隊の過去の派遣隊が、自衛艦隊司令官に活動の詳細を 報告するためにまとめた資料である。本件対象文書の不開示部分につい ては、当該部隊の活動実績等が詳らかに記載されており、仮に、不開示 とした自衛隊の情報収集業務、派遣部隊の編制、運用、指揮系統等に関 する情報を公にした場合、現在も継続している海賊対処行動において、 どのような活動が行われているか明らかになり、自衛隊の任務の安全か つ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示としたもの である。

以上の理由から、開示・不開示を判断しているところ、本件対象文書は「イラク復興支援活動行動史」とは文書の性質が異なるものであることから、いわゆる「ダブルスタンダード」とはなっておらず、審査請求人の主張は当たらない。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが 妥当である。

#### 2 補充理由説明書

- (1)文書1の1頁「ウ事故等」,2頁及び15頁のそれぞれ一部については,法5条1号に該当し不開示としたが,派遣部隊の運用に関する情報であり,これを公にすることにより,同隊の運用要領及び能力が推察され,自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし,ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから,同条3号の不開示事由を追加する。
- (2)文書2の6頁「(表1)」の一部については、法5条1号に該当し不 開示としたが、派遣部隊の運用に関する情報であり、これを公にするこ

とにより、同隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、同条3号の不開示事由を追加する。

(3)文書3の2頁の一部,3頁1行目ないし6行目の全て並びに4頁「カ帰国の隊員」の一部については,法5条1号に該当し不開示としたが,派遣部隊の運用に関する情報であり,これを公にすることにより,同隊の運用要領及び能力が推察され,自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし,ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから,同条3号の不開示事由を追加する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和3年3月3日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月22日 審議

④ 同年11月16日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年12月14日 審議

⑥ 令和4年1月6日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑦ 同月28日 審議

# 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる4文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分につき、上記第3の2に係る不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

# 2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書の開示実施文書を確認したところ、開示実施文書においてマスキングされている部分の一部(文書1の14頁及び52頁並びに文書3の8頁7行目及び8行目の各不開示部分)について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたと ころ、行政文書開示決定通知書の不開示とした部分への記載漏れとのこ とであった。

しかしながら、原処分は、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、当該部分は、原処分(開示決定通知書)において開示された部分と認められるから、審査請求の対象外

と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性について の判断は行わない。

(2) 別表1の番号1欄に掲げる不開示部分には、派遣部隊の編成等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該部隊の態勢が推察され、 悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを可能ならしめるな ど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては 国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相 当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とする ことが妥当である。

(3) 別表1の番号2欄に掲げる不開示部分には、派遣部隊の情報収集等に 関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、派遣部隊の情報収集能力、 情報関心等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずる ことを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支 障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の 長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号 に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表1の番号3欄に掲げる不開示部分には、派遣部隊の行動、運用及び警備等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別表2の番号1欄及び番号2欄に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表2の番号1欄に掲げる部分は、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、 法5条3号に該当せず、開示すべきである。

さらに、別表2の番号2欄に掲げる部分は、個人情報に該当せず、また、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、法5条1号及び3号に該当せず、開示すべきである。

(5) 別表1の番号4欄に掲げる不開示部分には、派遣部隊の通信システム 及び情報保全に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、派遣部隊の通信システムの 運用能力及び情報保全業務に関する能力が推察され、悪意を有する相手 方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表1の番号5欄に掲げる不開示部分には、派遣部隊の施設に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、派遣部隊の施設の警備上の 弱点等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずること を容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を 生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が 認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該 当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表1の番号6欄に掲げる不開示部分には、派遣部隊の宿舎等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、宿舎等の場所及び配置が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表1の番号7欄に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載 されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (9) 別表1の番号8欄に掲げる不開示部分には、派遣隊員の採用年次、採 用区分等、派遣元部隊等及び派遣部隊の編成に関する情報が記載されて いることが認められる。
  - ア 当該部分のうち、派遣隊員の採用年次及び採用区分等に関する情報については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしいに該当する事情も認められず、さらに、派遣隊員の氏名が原処分において既に開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。
  - イ また、当該部分のうち、派遣元部隊等及び派遣部隊の編成に関する 情報については、これを公にすることにより、当該部隊の態勢が推察 され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを可能なら

しめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、 ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めるこ とにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、 不開示とすることが妥当である。

(10)別表1の番号9欄に掲げる不開示部分には、派遣部隊の行動及び運用並びに他国に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 3 号に該当するとして不開示とした決定については、別表 2 に掲げる部分を除く部分は、同条 1 号及び 3 号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表 2 に掲げる部分は、同条 1 号及び 3 号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

# (第2部会)

委員 白井玲子,委員 佐藤郁美,委員 中川丈久

# 別紙(本件対象文書)

- 文書1 海賊対処行動任務終了報告(15次要員)について(報告)(派行空 司第49号。26.6.13)(別冊)
- 文書 2 海賊対処行動任務終了報告(16次要員)について(報告)(派行空 司第95号。26.10.11)(別冊)
- 文書3 海賊対処行動任務終了報告(17次要員)について(報告)(派行空 司第8号。27.2.9)(別冊)
- 文書4 海賊対処行動任務終了報告(第18次要員)について(報告)(派行空司第23号。27.5.9)(別冊)

別表1 (不開示とした部分及び理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1頁「ア編成」及び	派遣部隊の編制に関する情報であ
		50頁のそれぞれ一	り、これを公にすることにより、
		部	派遣部隊の態勢及び運用能力が推
	文書 2	<u> ·</u> - 1 頁「ア編成」, 1	察され、自衛隊の任務の効果的に
		5 頁及び 1 6 頁のそ	遂行に支障を及ぼし、ひいては我
		れぞれ一部	が国の安全を害するおそれがある
	文書 3	1頁「2活動実績」	ことから、法5条3号に該当する
		及び10頁のそれぞ	ため不開示とした。
		れ一部	
	文書 4	1頁「2活動実績」	
		及び9頁のそれぞれ	
		一部	
2	文書 1	3頁「(2)情報」	派遣部隊の情報業務に関する情報
		, 17頁「3今後の	であり、これを公にすることによ
		活動に反映し得る事	り,同隊の情報収集要領及び能力
		項及び提言等」, 1	が推察され,自衛隊の任務の効果
		8 頁及び 2 6 頁のそ	的な遂行に支障を及ぼし、ひいて
		れぞれ一部	は我が国の安全を害するおそれが
	文書 2	目次「2 (7)」,	あることから、法5条3号に該当
		11頁「(7)」,	するため不開示とした。
		12頁及び13頁の	
		それぞれ一部	
	文書 3	目次及び8頁「(7	
		)」のそれぞれ一部	
		,9頁1行目ないし	
		5 行目の全て並びに	
		20頁ないし22頁	
		のそれぞれ一部	
	文書 4	目次, 8頁及び20	
		頁ないし23頁のそ	
		れぞれ一部	
3	文書 1	1頁「ウ事故等」,	個人に関する情報であり、特定の
		2 頁及び15頁のそ	個人が識別されることから、法5
		れぞれ一部	条1号に該当するため、不開示と

			T
			した。
		3 頁「カジブチ市内	派遣部隊の運用に関する情報であ
		自爆テロ発生」,4	り、これを公にすることにより、
		頁「(表2)」及び	同隊の運用要領及び能力が推察さ
		「イ作戦支援」,8	れ,自衛隊の任務の効果的な遂行
		頁,9頁,11頁,	に支障を及ぼし,ひいては我が国
		2 7 頁ないし2 9	の安全を害するおそれがあること
		頁, 39頁ないし4	から、法5条3号に該当するため
		3 頁並びに46頁の	不開示とした。
		それぞれ一部	
		4頁「(4)警備」	派遣部隊の活動拠点における警備
		及び5頁ないし7頁	に関する情報であり、これを公に
		のそれぞれ一部	することにより,同隊の警備態勢
			及び能力が推察され、自衛隊の任
			務の効果的な遂行に支障を及ぼ
			し,ひいては我が国の安全を害す
			るおそれがあることから、法5条
			3号に該当するため不開示とし
			た。
	文書 2	目次「4(2)」,	派遣部隊の運用に関する情報であ
		1頁「1全般」, 6	り, これを公にすることにより,
		頁「(表2)」,7	同隊の運用要領及び能力が推察さ
		頁,8頁,10頁(	れ,自衛隊の任務の効果的な遂行
		「表5」を除く),	に支障を及ぼし,ひいては我が国
		11頁(「7」を除	の安全を害するおそれがあること
		く), 14頁「4(	から、法5条3号に該当するため
		2)」, 20頁ない	不開示とした。
		し22頁、24頁な	
		いし26頁及び28	
		頁のそれぞれ一部	
	文書 2	3頁ないし5頁のそ	派遣部隊の情報業務に関する情報
		れぞれ一部	であり、これを公にすることによ
			り、同隊の情報収集要領及び能力
			が推察され、自衛隊の任務の効果
			的な遂行に支障を及ぼし、ひいて
			は我が国の安全を害するおそれが
			あることから、法5条3号に該当
L	<u> </u>		

			するため不開示とした。
	-	6頁「(表1)」の	個人に関する情報であり、特定の
		一部	個人が識別されることから、法 5
			条1号に該当するため,不開示と
			した。
	文書 3	1頁「1全般」, 3	派遣部隊の運用に関する情報であ
		頁「才外出」, 4頁	り、これを公にすることにより、
		(「カ帰国の隊員」	同隊の運用要領及び能力が推察さ
		を除く」),5頁,	れ,自衛隊の任務の効果的な遂行
		6 頁「(カ)ジブチ	に支障を及ぼし,ひいては我が国
		へのソノブイ等の増	の安全を害するおそれがあること
		配」,8頁「(6)	から、法5条3号に該当するため
		安全」,12頁ない	不開示とした。
		し14頁,16頁,	
		17頁及び19頁の	
	_	それぞれ一部	
		2頁の一部,3頁1	個人に関する情報であり、特定の
		行目ないし6行目の	個人が識別されることから、法5
		全て並びに4頁「カ	条1号に該当するため,不開示と
		帰国の隊員」の一部	した。
	文書 4	1頁「1全般」, 2	派遣部隊の運用に関する情報であ
		頁ないし5頁, 11	り、これを公にすることにより、
		頁ないし16頁及び	同隊の運用要領及び能力が推察さ
		19頁のそれぞれ一	れ,自衛隊の任務の効果的な遂行
		部	に支障を及ぼし,ひいては我が国
			の安全を害するおそれがあること
			から、法5条3号に該当するため
			不開示とした。
4 3	文書 1	10頁及び11頁「	派遣部隊の通信システム及び情報
		(表5)」のそれぞ	保障に関する情報であり,これを
		れ一部	公にすることにより、同隊の通信
			能力及び指揮統制要領が推察され
			,自衛隊の任務の効果的に遂行に
			支障を及ぼし、ひいては我が国の
			安全を害するおそれがあることか
			ら, 法 5 条 3 号に該当するため不
			開示とした。

<u> </u>	1 -	T	
	文書 2	目次「4(1)」及	派遣部隊の通信システムに関する
		び14頁「4(1)	情報であり、これを公にすること
		」のそれぞれ一部	により、同隊の通信能力及び指揮
			統制要領が推察され、自衛隊の任
			務の効果的に遂行に支障を及ぼし
			,ひいては我が国の安全を害する
			おそれがあることから、法5条3
			号に該当するため不開示とした。
		9頁及び10頁「(	派遣部隊の通信システム及び情報
		表5)」のそれぞれ	保障に関する情報であり、これを
		一部	公にすることにより、同隊の通信
	文書 3	6頁「(4)通信」	能力及び指揮統制要領が推察さ
		及び7頁のそれぞれ	れ、自衛隊の任務の効果的に遂行
		一部	に支障を及ぼし,ひいては我が国
	文書 4	6頁及び7頁のそれ	の安全を害するおそれがあること
		ぞれ一部	から、法5条3号に該当するため
			不開示とした。
5	文書 1	11頁「(9)施設	ジブチ活動拠点の施設整備に関す
		」,12頁1行目,	る情報であり、これを公にするこ
		47頁及び48頁の	とにより、派遣部隊の運用能力が
		それぞれ一部	推察され、自衛隊の任務の効果的
			に遂行に支障を及ぼし,ひいては
			我が国の安全を害するおそれがあ
			ることから、法5条3号に該当す
			るため不開示とした。
6	文書 1	12頁「(10)経	派遣部隊の宿舎等に関する情報で
		理」13頁及び23	あり、これを公にすることにより
		頁ないし25頁のそ	, 宿舎等の警備態勢が推察され,
		れぞれ一部	自衛隊の任務の効果的な遂行に支
			障を及ぼし,ひいては我が国の安
			全を害するおそれがあることから
			, 法5条3号に該当するため不開
			示とした。
7	文書 1	4頁「(イ)」, 1	他国に関する情報であり、これを
		1頁「(8)法務」	公にすることにより、我が国と当
		, 16頁及び17頁	該他国との間の信頼関係が損なわ
		(「3今後の活動に	れるおそれがあることから、法5

		反映し得る事項及び	条3号に該当するため不開示とし
		提言等」を除く)の	た。
		たロココード ( / )     それぞれ一部	728
	文書 2	17頁の一部	
	文書 3	9頁「(8)その他	
	入官り	9頁「(8)との他  」の一部	
8	☆聿 1		個人に関する性却でもり 性中の
0	文書 1	20頁の一部	個人に関する情報であり、特定の    個人が識別されることから、注 5
			個人が識別されることから、法5
			条1号に該当するとともに、派遣
			部隊の編成に関する情報であり、
			これを公にすることにより、派遣
			部隊の態勢及び運用能力が推察さ
			れ,自衛隊の任務の効果的な遂行
			に支障を及ぼし,ひいては我が国
			の安全を害するおそれがあること
			から、法5条3号に該当するため
			不開示とした。
9	文書 1	1頁「1全般」, 3	派遣部隊の運用に関する情報であ
		0頁ないし38頁の	り、これを公にすることにより、
		それぞれ一部	同隊の運用要領及び能力が推察さ
	文書 2	23頁の一部	れ,自衛隊の任務の効果的な遂行
	文書 3	15頁の一部	に支障を及ぼし、ひいては我が国
			の安全を害するおそれがあるとと
			もに,他国に関する情報であり,
			これを公にすることにより、我が
			国と当該他国との間の信頼関係が
			損なわれるおそれがあることから
			, 法5条3号に該当するため不開
			示とした。
			· = - · = •

# 別表2 (開示すべき部分)

番号	文書番号	開示すべき部分
1	文書 1	4 6 頁の不開示部分
	文書 2	28頁の不開示部分
	文書 3	19頁の不開示部分
	文書 4	19頁の不開示部分
2	文書 1	15頁の15行目及び25行目の不開示部分